資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百四十二億九千四百三万九千四百十五円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十五年六月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報及び産経新聞

掲載の日付　平成二十五年七月一日

掲載頁　官報　二〇九頁（号外第一四一号）

産経新聞　東京本社版二十五面

大阪本社版二十三面

平成二十五年十月十六日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二〇番地八　東京海上日動サミュエル株式会社

代表取締役　黒須　篤夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円、資本準備金の額を八千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は特例有限会社の為、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月十六日

奈良市青山七丁目五番地

有限会社ＹＯＳＨＩ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ

取締役　森田ヨシ子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十一月十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十月十六日

東京都中央区新川一丁目二六番九号

株式会社グランビスタホテル＆リゾート

代表取締役社長　須田　貞則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月三十一日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十月十六日

東京都世田谷区給田三丁目一一番八号

株式会社日本コンサート協会

代表取締役　野口健一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である増田秀生が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十六日

アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市ワイマヌストリート一二三二番スイートＡ一二室

千葉市若葉区若松町二四四一一二

エムズプランビング株式会社

日本における代表者　増田　秀生

限定承認公告

本籍札幌市豊平区月寒中央通一一丁目二番、最後の住所札幌市豊平区月寒中央通一一丁目二番二七一二〇一号

被相続人　亡　相澤　芳幸

右被相続人は平成二十五年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年十月三日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地南大通ビルアネックス四階弁護士法人誠信法律事務所

相続財産管理人相澤利夫

成年後見人　小川　和晃

限定承認公告

本籍横浜市保土ヶ谷区仏向町七三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長友　芳彦

右被相続人は平成二十五年七月八日死亡し、その相続人は平成二十五年十月四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

横浜市中区日本大通五五番地　弁護士ビル八階　横浜公園前法律事務所

限定承認者長友亮一

代理人弁護士　猪俣　貞夫

限定承認公告

本籍宮崎県宮崎市高岡町浦之名四三三六、最後の住所宮崎県宮崎市大淀四一五一二

被相続人　亡　瀬口　五見

右被相続人は平成二十五年三月三十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十月一日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

神奈川県秦野市本町二一二一五一五〇三

相続財産管理人　田中　桂子

限定承認公告

本籍広島県広島市中区吉島西二丁目七三五番地五、最後の住所鳥取県米子市米原七丁目一番二八号　エクセレンテハイツ一〇三号

被相続人　亡　渡　晃彰

右被相続人は推定平成二十五年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

広島県広島市中区上八丁堀三番六号　第二ウエノヤビル一〇階

限定承認者渡美彌子

代理人弁護士　朝本　孝一

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第一回新株予約権、第二回新株予約権、第三回新株予約権、第四回新株予約権及び第五回新株予約権のうち、行使条件を充たさなくなった者が有するもの（第一回新株予約権三十個、第二回新株予約権六十六個、第三回新株予約権三十二個、第四回新株予約権百三十五個、第五回新株予約権十個）

二、取得の日　平成二十五年十月三十一日

平成二十五年十月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社フィナンシャル・エージェンシー

代表取締役　齋藤　正秀

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十六日付第二二四号六　四ページ●同日付政府調達第一九四号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）